



2020年5月28日

各位

会社名 あすか製薬株式会社
代表者名 代表取締役社長 山口 隆
(コード番号 4514 東証第一部)
問い合わせ先 経営企画部長 長尾 智仁
(TEL. 03-5484-8366)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年5月18日開催の取締役会において、本年6月25日開催予定の第100回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に、定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、2020年3月23日付「単独株式移転による持株会社体制への移行について」にてお知らせしておりますとおり、2021年4月1日を効力発生日（予定）として、当社の単独株式移転（以下「本株式移転」といいます。）により、完全親会社である「あすか製薬ホールディングス株式会社」を設立することについて、本定時株主総会において、「単独株式移転による完全親会社設立の件」（以下「本株式移転議案」といいます。）を付議することを予定しております。

当社は、定時株主総会の招集等に関する事務手続を円滑に実施するため、会社法第124条第3項の規定に基づき、現行定款第14条に定時株主総会の基準日を定めておりますが、本定時株主総会において本株式移転議案が承認され、2021年4月1日に本株式移転の効力が発生した場合、当社の株主はあすか製薬ホールディングス株式会社のみとなり、これにより、多数の株主の存在を前提とする定時株主総会における議決権の基準日を予め定款に定めておく必要性が失われることとなります。そこで、定時株主総会における議決権の基準日制度を廃止することとし、現行定款第14条を削除するとともに、現行定款第15条以下の各条項を1条ずつ繰り上げることで変更を行うものであります。

なお、本定款変更は、本定時株主総会において本株式移転議案が承認されること、および、2021年4月1日に本株式移転の効力が発生したことを条件として、2021年4月1日にその効力を生じるものといたします。

また、本株式移転および本定款変更により、第101回当社定時株主総会において議決権を行使する株主は、あすか製薬ホールディングス株式会社のみとなりますが、2021年3月期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の当社の期末配当金につきましては、これまでと同様の配当性向に基づき、2021年3月31日時点の当社株主の皆様へに配当を実施させていただく予定です。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。（現行定款中変更のない条文の記載は省略しております。）

（下線部分は変更部分）

現行定款	変更案
<u>（定時株主総会の基準日）</u>	（削除）
第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。	
第15条～第39条（条文省略）	第14条～第38条（現行定款どおり）

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日
定款変更の効力発生日

2020年6月25日(木)

2021年4月1日(木)

以上